**請願第1号**
**農道の町道変更についての請願について**

当委員会に付託されました令和6年請願第1号は、産業厚生常任員会において趣旨採択とすることに決定しましたので報告いたします。

委員会審議の経緯としましては、まず、令和6年8月2日に現地視察及び請願者のヒアリング、9月6日と令和7年1月16日に建設課と農業振興課のヒアリングを行った上で、委員間で討議したところ、

・現行の町道よりも当該農道の方が通行しやすく活用されているので、所有権の問題が解消されれば農道を町道に編入すべき。
・飯田山の登山道などもあるので、里山活用や地域活性化のためにも町道編入は必要。
・まずは所有権移転を進めることが必要。
・農道管理に対する報奨金等を検討すべき。
・当該農道は平成10年前後に圃場整備で整備されているが、当時の実施主体であった土地改良区は解散していることも考慮すべき。
・平成23年に当時の産業建設常任委員会で策定した「御船町町道編入及び認定基準に関する要項」は見直しが必要。
・町道に編入することにより地方交付税の収入増も見込まれるのではないか。
・町道に編入する場合は地元住民と十分に協議が必要。

等の意見が出ました。その後、2月7日の委員会にて採決した結果、全会一致で趣旨採択とすることに決定しました。
尚、審議の結果、本委員会として以下のとおり意見を付します。

・当該道路の一部に所有権移転が完了していない部分がある問題に関して、地域と連携して所有者に対する働きかけを行うなど、問題の早期解消を図る必要がある。
・請願資料地図の区間ＡからＣについて、所有権移転の問題が解消した際には、当該道路を町道に編入する必要がある。
・当該道路の管理実施について、地元の負担軽減を図るための協議や情報提供を徹底する必要がある。
・農道管理に対して、報償金制度新設などの支援策を講じる必要がある。

以上